

## 浜松市衛生検査所精度管理専門委員設置要綱

(設置)

第1条 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号。以下「法」という。)第20条の3第1項の規定により登録された衛生検査所における検査精度の質的向上を図るため、浜松市衛生検査所精度管理専門委員(以下「委員」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 精度管理に関して市長に助言すること。
- (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
- (3) 法第20条の5の規定に基づき、保健所長が行う立入検査に同行し、精度管理について指導監督を行うこと。
- (4) 保健所長が衛生検査所に対して指示を行う際、助言すること。
- (5) その他市長が特に定める事項

(委員)

第3条 委員は、精度管理に関する学識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員の数は、5人以内とする。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

3 委員が職務遂行上支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったときは、第1項の規定にかかわらず、市長は、解嘱し、又は解任することができる。

(精度管理専門委員会)

第5条 市長は、精度管理の向上のための改善方策、指導監督のすすめ方、外部精度管理調査の参加結果を踏まえて行う立入検査施設の選定、重点指導項目及び改善指示の内容、その他必要と認める事項について精度管理専門委員会を招集して、委員の意見を聴くことができる。

(委員長)

第6条 委員のうち1人を委員長とし、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員の事務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員及び精度管理専門委員会の庶務は、健康福祉部保健所保健総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

(平成 9年 5月20日 制定)

(平成13年 3月13日 改正)

(平成15年 3月10日 改正)

(平成19年 4月 1日 改正)

(平成23年 7月 1日 改正)